

西尾市公共施設マネジメントシステム構築業務プロポーザル実施要領

令和 6 年 4 月 22 日

西尾市資産経営局資産経営課

西尾市公共施設マネジメントシステム構築業務（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、本業務の目的及び内容を効果的かつ効率的に実現するため、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により提案を募集し、受託候補者の選定を行います。

1 目的

西尾市が保有する公共施設の現状データについては「公共施設概要調書」を Excel で作成し管理していますが、データベースとして一元管理や共有化を行い、さらにはデータを用いた施設評価やライフサイクルコストの算定等を行うことで、効果的かつ効果的な公共施設マネジメントの推進を図ることを目的とします。

2 業務概要

(1) 業務名

西尾市公共施設マネジメントシステム構築業務

(2) 業務場所

西尾市役所本庁舎内（西尾市寄住町下田 22 番地）及び受託者社屋内

(3) 業務期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(4) 業務内容

別紙「西尾市公共施設マネジメントシステム構築業務仕様書」のとおり

(5) 提案限度額

7,172,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

上記提案限度額には、契約年度（令和 6 年度）に必要となる運用保守やシステム利用等の費用を含めます。

なお、翌年度（令和 7 年度）以降に必要となる運用保守やシステム利用等の費用の上限額は年間 3,080,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）としますが、当該費用については、提案限度額に含まないものとします。令和 7 年 4 月からの運用保守やシステム利用等の費用については、翌年度（令和 7 年度）以降に契約を行います。

3 参加資格

プロポーザルに参加する者は、次に掲げる資格要件のすべてを満たす者とします。

- (1) 西尾市入札参加資格者名簿（物品等）の大分類「03. 役務の提供等」中分類「08. コンピューターサービス」小分類「01. システム開発」に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 西尾市競争入札参加停止措置要綱に規定する停止措置を受けていないこと。
- (5) 西尾市が行う調達契約からの暴力団排除に関する要綱に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
- (6) 過去 3 年間に於いて、国又は他の地方公共団体と本業務委託内容と同種又は類似する業務の受託実績（実施中のものも含む。）があること。

4 スケジュール

受託候補者の選定までのスケジュールは、次のとおりとします。

公告（西尾市のホームページにおいて公表）	令和 6 年 4 月 22 日（月）
公募の開始	令和 6 年 4 月 22 日（月）
参加資格申請書の提出期限	令和 6 年 5 月 2 日（木）
参加資格確認通知	令和 6 年 5 月 10 日（金）
質問書の提出期限	令和 6 年 5 月 10 日（金）
質問書の回答	令和 6 年 5 月 16 日（木）
企画提案書の提出期限	令和 6 年 5 月 21 日（火）
プレゼンテーション及びヒアリング	令和 6 年 5 月 27 日（月）
審査結果通知	令和 6 年 5 月 29 日（水）
業務委託契約締結	令和 6 年 5 月 31 日以降

5 担当部署

担当課：西尾市 資産経営局 資産経営課 資産経営担当（原田）

住 所：〒445-8501 愛知県西尾市寄住町下田 22

電 話：0563-65-2156（直通）

電子メール：shisankeiei@city.nishio.lg.jp

※受付時間は土・日曜日・祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時

6 参加手続き

(1) プロポーザル実施要領の交付

令和 6 年 4 月 22 日（月）に西尾市のホームページにて公開します。

(2) 参加資格申請書の提出

ア 提出書類

(ア) 参加資格申請書（様式 1）

(イ) 会社概要書（様式 2）

(ウ) 業務受託実績調書（様式 3）

イ 提出期限

令和 6 年 5 月 2 日（木）午後 5 時

ウ 提出方法

電子メールにより、担当部署まで PDF データで提出してください。

なお、電子メールの件名は「【参加資格申請】西尾市公共施設マネジメントシステム構築業務」としてください。

(3) 参加資格確認通知の発送

令和 6 年 5 月 10 日（金）までに電子メールにより、通知書を発送します。

7 実施要領に関する説明会

事前説明会は開催しません。質問等がある場合は、質問受付期間内に質問書を提出してください。

8 プロポーザルに関する質問受付

(1) 受付期間

プロポーザルの公告後から令和 6 年 5 月 10 日（金）午後 5 時まで

(2) 質問方法

質問書（様式 4）を作成し、電子メールにより、担当部署まで提出してください。

なお、電子メールの件名は「【質問】西尾市公共施設マネジメントシステム構築業務」としてください。

(3) 質問に対する回答

令和 6 年 5 月 16 日（木）までに順次西尾市のホームページに掲載します。回答した内容については、本実施要領の追加又は修正として取り扱います。

9 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式 5）※表紙

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 業務実施体制（任意様式）※企画提案書に含めることも可能とします。

エ 業務スケジュール（任意様式）※企画提案書に含めることも可能とします。

オ 参考見積（任意様式）※令和 6 年度の費用及び令和 7 年度以降の月額費用に分けて作成し、それぞれの見積について内訳を記載してください。

(2) 提出期限

令和 6 年 5 月 21 日（火）午後 5 時

(3) 提出方法

電子メールにより、担当部署まで PDF データで提出してください。

なお、電子メールの件名は「【企画提案】西尾市公共施設マネジメントシステム構築業務」としてください。

10 審査

西尾市公共施設マネジメントシステム構築業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、企画提案書内容のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、評価基準に基づき審査します。審査の結果、総合点が最も高い企画提案書提出者を受託候補者として選定します。

(1) 企画提案書内容のプレゼンテーション及びヒアリング

ア 実施日

令和 6 年 5 月 27 日（月）

イ 実施方法

Web 会議（Zoom）

ウ 説明時間

40 分以内（質疑時間 10 分程度を含む）

エ その他

提出した企画提案書に基づいて説明を行うものとし、追加提案や資料配布は認めません。なお、詳細については、企画提案書提出者に対し事前に通知します。

(2) 評価基準

No.	評価項目	評価基準
1	業務実績	同種又は類似する業務実績が十分であるか。
2	実施体制	適切な業務人員が確保されており、業務責任者や技術者は業務の遂行に必要な経験等を有しているか。
3	企画提案内容	(1) 本市の仕様書に対応した提案内容となっているか。
		(2) 職員による管理や操作を効率的に行うことが可能なシステムとなっているか。
		(3) Excel 形式や CSV 形式のデータを用いた更新方法など、職員の事務負担軽減に資するシステムとなっているか。
		(4) DX 化による施設情報の一元管理や分析等を行うことで、公共施設マネジメントの推進に資するシステムとなっているか。
4	導入・運用支援	(1) システム不具合の修正やバージョンアップの適用、カスタマイズ、運用保守終了後のシステムデータ引継ぎ支援等の考え方が適切か。
		(2) 導入支援体制や導入後のサポートが十分であり、職員への操作研修やマニュアルは充実しているか。
5	見積金額（令和6年度費用+60ヶ月のランニングコスト）	（提案者間の相対評価を行う。）

(3) 審査結果

令和6年5月29日(水)までに企画提案書提出者に対し審査結果を通知します。
また、西尾市のホームページにおいて審査結果を公表します。

(4) その他

ア 審査会は非公開で行います。

イ 審査結果に関する問い合わせ、異議申立てには一切応じません。

ウ 企画提案書提出者が1者のみの場合も審査を行い、あらかじめ定めた最低基準点を満たしている場合には、受託候補者として選定します。

11 その他

- (1) 本プロポーザルに係る費用は、参加者の負担とします。
- (2) 提出書類への押印は不要です。
- (3) 提出書類は、返却しません。また、提出書類の変更（差替え、訂正、再提出等）は、本市からの指示に基づく場合を除き、原則として認めません。
- (4) 提出書類は、西尾市情報公開条例（平成 13 年西尾市条例第 20 号）に基づく公文書開示請求の対象となります。
- (5) 参加資格申請書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式 8）を提出してください。